（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方		
項番	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	封印制度が維持される内容であるため、本省令案改正に同意します。	賛同の御意見として承ります。
2	手続を簡素化するといいながら、改正案は、要件を単に追加して厳格化するものとなっており、矛盾している。	今回の改正は、本年４月１８日に施行された改正と併せて、複数の運輸支局等から委託を受けようと者が最寄りの運輸支局等へ申請書を提出できるようにすることで、封印取付け委託の申請の手続きを簡素化するためのものです。
3	今回の改正案についても特段意見はありません。 関係通達等の整備にあたっては、現行の取扱に変更のないようにお願いします。	賛同の御意見として承ります。 制度の具体的な運用方法を検討するあたっての参考とさせていただきます。
5	・新旧の旧の条文の施行日が古いものになっているのではないか（懲役禁錮の文言が残っている。） ・第13条第4号を引用する、昭和47年運輸省令第35条第12項のハネ改正は不要か（現行日本法規に現行として収録されているようである。）。	ご指摘ありがとうございます。 新旧の旧の条文については修正をさせていただきます。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。